神栖市水産加工原材料調達対策支援金交付要項

（趣旨）

第１条　この告示は、地元水産物の水揚げ量の大幅な減少により、水産加工原材料の確保が困難になっている市内水産加工業者の負担を緊急的に緩和し、経営の持続及び事業の安定を図るため、予算の範囲内において神栖市水産加工原材料調達対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、当該支援金については、神栖市補助金等交付規則（昭和４１年神栖村規則第５５号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　支援金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 水産加工業者

(2) その他市長が認める者

（交付要件）

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 市内に事業所を有していること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア　令和７年１月１日から交付申請日まで、継続して波崎水産加工業協同組合の組合員であること。

イ　令和７年１月１日から交付申請日まで、継続して食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第５５条の規定に基づく水産製品製造業の営業許可を有していること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(4) この告示の規定による支援金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内水産加工場における水産加工品の製造のために要した主原材料（水産物に限る。以下同じ。）の仕入れ経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、令和８年分として支払った経費と令和７年分として支払った同経費との差額（増額分に限る。）とする。ただし、国又は茨城県の助成を受けている場合は、その額を差し引いた額とする。

（補助率、補助限度の額等）

第５条　補助率は、補助対象経費の２分の１とし、支援金の額は、５０万円を上限とする。

２　前項の規定により算出した支援金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神栖市水産加工原材料調達対策支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和８年分及び令和７年分として支払った水産加工品の製造のために要した主原材料の仕入れ経費が確認できる書類（領収書、出納簿等の写し）

(2) 第３条第２号の要件に該当していることを証明する書類（営業許可証又は証明書の写し）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査の上、支援金の交付等について決定し、神栖市水産加工原材料調達対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第８条　前条の交付決定に係る通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、神栖市水産加工原材料調達対策支援金交付請求書（様式第３号）により、市長に請求しなければならない。

（帳簿等の保管）

第９条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（立入検査）

第１０条　市長は、支援金に係る予算の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対しその業務を報告させ、又は当該職員にその事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（交付決定の取消し）

第１１条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

３　この告示の失効の日（以下「失効日」という。）以前に第６条の申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。